

バイク・軽自動車

所有しなくなったら
必ず廃車手続きを

バイク等、軽自動車を所有しなくなったときは必ず廃車等の手続きをしてください。手続きをしないといつまでも税がかかります。人に譲った場合も手続きをしないとあなたに税がかかります。

盗難、紛失等事故にあった場合の廃車手続きは、警察への届け出、そして、関係機関への廃車手続きといった手順になります(そのままにしておいたり警察に届けをしただけでは、いつまでも税がかかります)。

■車種別届け出先
○原動機付自転車(50~125cc・ミニカー)、小型特殊自動車
市役所税務課(☎088-2111内線157)

○二輪の軽自動車(126~250cc)、二輪の小型自動車(251cc以上) 高知陸運支局登録課(高知市大津乙一八七九-1 ☎088-7312)

○軽自動車 軽自動車検査協会 高知事務所(高知市横浜一六五

七一五四 ☎088-5734)

※手続きに必要なものは各機関にお問い合わせください。

【税務課】

課税台帳の

縦覧

■期間 4月1日(月)~20日(土)
■場所 市役所税務課資産税係
■縦覧できる方 本人及び資産の所有者から縦覧の委任を受けた方(いずれも身分を証明するもの及び認印をお持ちください)
【税務課】

国の進学ローン

申し込み受け付け中

国民金融公庫では、進学者を持つ家庭の経済的な負担を少しでも軽くしようと、平成3年4月に高校や大学へ進学する皆さんを対象にした「国の進学ローン」の申し込みを受け付けていますので、お早めに相談を。
■対象 大学、短大、高校、専修学校(修業年限が3年以上の高等課程、2年以上の専門課程)などへ進学を予定している方またはその親族。入学金や受

無料

交通事故 ご相談

●電話のご相談もお受けします
☎0888-25-0318(直通)

相談日: 月曜から金曜午前9時半~午後4時45分
※専門の相談員が親身になってご相談に応じます
☎弁護士相談日: 毎月第1金曜日から午後1時~4時

社団法人 日本損害保険協会
高知自動車保険請求相談センター
高知市本町2-1-6安田大業高知支店ビル2階(電停大崎通東) 高知調査事務所内 ☎0888-25-0315

国民年金のお知らせ

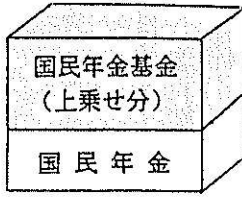
4月から 国民年金 基金を設立 加入者募集中

4月から国民年金基金が設立されます。これに加入すると、将来国民年金に一定額を上乗せして年金が受けられます。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の自営業者等の皆さんで国民年金に加入している方(第1号被保険者)です。

ただし、次の方は加入できません。
○国民年金の保険料が未納または免除されている方
○農業者年金に加入している方
加入は口数制で6種類の組み合わせで、自分に合わせた年金

自営業の皆様方の
上乗せ年金



を作ることができ、国民年金基金の掛け金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
※詳しいことのお問い合わせは、県国民年金課高知県国民年金設立準備委員会(☎020201)まで。

正しい納付で 安心受給

年度末が近づきましたが、保険料の納め忘れはありませんか。平成2年4月から今年3月までの保険料は、4月30日までに納めてください。4月30日を過ぎると、市役所で発行した納付案内書では納められなくなりま

す。
病气や事故は、いつ起こるか分かりません。そんなとき、保険料をきちんと納めていれば、障害基礎年金が受けられます。
なお、納付案内書をなくした方は、市役所民生課年金係(☎02111内線137)までご連絡ください。